

レンタカー補償制度

当社では、レンタカーのご利用期間中にレンタル補償料金を受けて、万一の事故が発生した場合に補償できる。「補償制度」をご用意いたしております。

昨今まことに遺憾ながら、建設機械・車両等の盗難事件が各地で発生しております。また、工事現場において運行中の車両の破損事故・人身事故等も発生しております。このような、レンタカーのご利用期間中に発生する様々な事故に対して幅広く対応できる制度です。

車両登録ナンバー付き車両		※ダンプ・クレーン付きトラック・高所作業車 等		
補償の種類	補償の内容		1事故免責金額	補償料金
対人賠償	賠償補償の金額 (賠償金額が自賠責強制保険で支払われる限度額を超えた場合に不足分を補償します。)	1億円	なし	営業担当者迄お問い合わせ下さい
対物賠償	賠償補償の金額 (1事故につき限度額)	300万円	5万円	
搭乗者傷害	賠償補償の金額 (治療費や休業損害が実費で支払われるものではありません)	500万円	なし	
車両(盗難・全損)	賠償補償の金額 (1事故につき限度額)	時価額	50万円	
車両(部分破損)	賠償補償の金額 (1事故につき限度額)	実損額	7～30万円	

- ◎補償料金 弊社出庫日から弊社入庫日までの全日を請求させていただきます。
- ◎補償期間 レンタル開始日より終了日までのレンタル期間に関係なく、弊社出庫日から弊社入庫日までを対象とします。
- ◎免責金額 事故発生時に、1事故につきお客様にご負担いただく金額です。(1年間に複数回発生した場合には免責金額の上乗せをさせていただきます。)
- ◎休業損害 レンタルカーに損害が生じ修理期間を要する場合、修理期間中の休車損害をご負担いただきます。
- ◎ダブルレンタル 当社の補償制度に関係なく、調達先の補償制度(内容)を適用します。

「補償制度」が適用されない事項	
1	お客様又は使用者等の故意・重過失・法令違反による損害
2	戦争・変乱・暴動・騒じょうによる損害
3	地震・噴火・津波による損害
4	大雨が予測できたにもかかわらず適切な回避行動をとらず、水没させた場合
5	核燃料物質等により生じた損害
6	事故現場から警察への届け出を怠った場合(事故証明がない場合)
7	事故現場から弊社への連絡を怠った場合
8	レンタル期間を無断延長して、事故を起こした場合
9	酒酔い・無免許・無資格・薬物等を服用しての運転中に事故を起こした場合
10	過積載・積荷の不完全な固定・無理・乱暴な使用による損害
11	不適切な燃料(不正燃料・粗悪燃料等)を使用したことによる損害
12	ブーム・アウトリガー等の未格納・不適切な使用による損害
13	レンタル契約約款及びレンタカー貸渡約款の条項に違反して使用した場合
14	部品のみ(バッテリー等)の盗難事故
15	反社会的勢力であった場合

※当補償制度は2016年1月1日 現在のものに変更する場合があります。